

杉戸町手話言語条例

手話は、音声言語とは異なる言語で、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現するものであり、音声言語である日本語と同様にひとつの言語です。生まれてすぐ又は幼い頃に失聴したろう者などにとっての母語は、多くの場合手話であり、手話はきこえる人たちの音声言語と同様で、きこえない人が生活を営むためには不可欠なコミュニケーション手段となっており、手話で会話し、学ぶことは、大切な権利です。

しかしながら、手話は長い間言語として認められず、ろう学校においても手話の使用が事実上禁止された時代があり、地域や職場などの社会においても手話の使用が制約されてきました。ろう者など手話を必要とする人は、手話を使える環境が整えられてこなかったことから、十分なコミュニケーションや必要な情報を得ることができず、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきました。

そのような中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話が言語であると位置付けられ、社会においても手話が徐々に知られるようになり、手話に対する更なる理解、普及が求められてきています。

そこで、杉戸町（以下「町」という。）は、町民及び事業者などが「手話は言語である」ことを認識し、手話言語に対する理解を深め、手話言語によるコミュニケーションを図ることができるよう、また、杉戸町民憲章（昭和54年杉戸町告示第18号）にある「互いに助けあい、はげましあって、しあわせなまちをつくりましょう。」を実現するため、きこえない人はもとより、障がいがある人もない人も全ての町民が互いに支え合い、尊重し合いながら、安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指すため、この条例を制定するものです。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、町、町民、事業者及び聴覚障がい関係者等の役割及び責務を明らかにするとともに、手話言語への理解及び普及促進を図り、手話を使いやすい環境を構築することで、全ての町民が互いに支え合い、尊重し合いながら、安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目的とする。

（基本理念）

第2条 手話は、日本語と同様にひとつの言語として尊重されなければならない。

（町の責務）

第3条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話言語に対する理解及び普及の促進を図るとともに、手話を使いやすい環境を整備するための施策を推進するものとする。

(町民の役割)

第4条 町民は、地域社会で暮らす一員として、この条例の目的及び基本理念について理解を深め、手話を必要とする人が暮らしやすい地域社会の実現に向け、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、この条例の目的及び基本理念について理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するとともに、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(手話を必要とする人及び聴覚障がい関係団体等の責務)

第6条 手話を必要とする人及び聴覚障がい関係団体等は、相互に連携して手話言語の普及啓発に努め、この条例の目的及び基本理念の実現に向け、主体的に活動するとともに、町が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進方針)

第7条 町は、次に掲げる手話及び手話言語に関する施策の推進に関し、必要な方針（以下「推進方針」という。）を定めるものとする。

- (1) 手話及び手話言語の理解及び普及に関すること。
- (2) 手話による情報の取得の機会の拡大に関すること。
- (3) 手話を使いやすくする環境の整備に関すること。
- (4) 手話による意思疎通の支援に関すること。
- (5) 学校教育の場における手話及び手話言語の理解及び普及に関すること。
- (6) 災害時における情報の提供及び意思疎通の支援に関すること。
- (7) その他この条例の目的を達成するために必要な施策に関すること。

2 町は、推進方針を定めるに当たっては、町が別に定める障がい者に関する計画等との整合性を図るものとする。

3 町は、推進方針の策定及び取組に当たっては、手話を必要とする人その関係者との協議の場を設けるものとする。

(財政上の措置)

第8条 町は、手話及び手話言語に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。